

◎平成28年9月農業委員会議事録

開 催 日 時 平成28年9月14日(水) 午前9時30分

開 催 場 所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 西岡敏春 佐藤光志
岡 牧生 林田 篤 本田博士
山内秀一 森田義美 吉田二郎
友田 廣 岩永俊夫 村上卓也 榮 恵
松永雄治

農業委員欠席者 中山 忍 森下文夫

事務局出席者 春日公和 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、林田篤委員、吉田二郎委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第12号 農地法第5条の届出について
- 2) 議案第14号 農地法第4条の許可申請について
- 3) 議案第15号 農地法第5条の許可申請について
- 4) 議案第16号 農用地利用集積計画承認申請について
- 5) その他

5 閉 会

○報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による報告について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による報告が1

件あっております。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 議案書1ページ目をご覧ください。申請人。貸人。嘉島町大字鯉
〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。借人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇。
〇〇〇。物件は鯉高八〇〇〇〇ー〇。田。227㎡。申請理由は個人住宅です。次のページをご覧ください。こちらが位置図になって
おります。ピンクで塗ってあるところが申請地です。次のページを
ご覧ください。字図になります。

番号2をご覧ください。申請人。貸人。東京都江東区扇橋〇丁目〇
〇番〇号。〇〇〇〇〇〇。借人。東京都江東区扇橋〇丁目〇〇番〇号。
〇〇〇〇〇〇。申請物件が上島幸八〇〇〇〇ー〇。田。204㎡。同
じく幸八〇〇〇〇ー〇。田。148㎡。計352㎡です。申請理由は
個人住宅です。次のページをご覧ください。色を塗ってある場所が申
請地になります。ドラッグストアモリの東側になります。次のページ
をご覧ください。字図になります。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でござ
いますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第14号 農地法第4条の規定による届出について

議長 続きまして議案第14号農地法第4条の規定による農地転用の許
可申請が1件あっております。

事務局より説明お願い致します。

事務局 それでは、議案第14号についてご説明いたします。

議案書をご覧ください。番号1。申請人。嘉島町大字北甘木〇〇〇
〇番地。〇〇〇〇。申請物件は北甘木八反畑〇〇〇〇。台帳地目、
田。現況地目、田。面積は2000㎡。申請理由は貸資材置場です。
施設の概要は砂利敷です。農用地区域でない旨の証明は添付されて
おります。隣接同意書はあります。資金証明書と開発許可は不要で
す。地元委員は〇〇〇〇さんです。次のページをご覧ください。位
置図を添付しております。北甘木の〇〇委員の裏手になります。次
のページに字図を添付しております。次に配置計画図です。土砂、
山砂、碎石を仮置きされる予定でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 次に地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、10ha以上の広がりのある甲種農地の角地にありますが、県道、集落で分断された農地であるため1種農地と思われます。南側に農地がありますが、申請理由が貸資材置場であるため、日照、通風等営農上の支障はないものと考えます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は、妥当なものと思われます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、検討事項について説明いたします。農地区分につきましては、申請地は、甲種農地である嘉島中央土地改良区圃場の一部であります。土地改良事業から8年以上経過し、過去の周辺農地の転用申請状況からも1種農地と判断します。本来、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります。申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。また、申請理由が貸資材置場であるため、日照、通風等営農上の支障はないものと思われます。総合的に判断した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。事務局からは以上です

議 長 委員及び事務局から説明がございましたが、何かこの件でご意見ご質問はございませんか。それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第15号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について
議 長 続きまして議案第15号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

事務局より説明お願いいたします。

事 務 局 それでは議案第15号について説明します。番号1。申請人。貸人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇。使用貸借による移転でございます。借人。嘉島町大字上島〇〇〇番地。〇〇〇。申請物件。上島壱町田〇〇－〇。田。534㎡。同じく壱町田〇〇－〇。田。499㎡。合計が1033㎡です。申請理由が貸資材置き場。施設の概要は砂利敷きです。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書があります。資金証明書と開発許可は不要です。地元委員は〇〇委員です。では次のページをお願いします。位置図になります。〇〇委員の東側の閉鎖された土地でございます。次のページをお願いします。字図になります。次のページをご覧ください。配置図でございます。資材置き場、砕石などを置かれる予定でございます。一部は車両の旋回地として利用される予定でございます。以上で説明を終わります。

議 長 次に、地元委員であります〇〇委員に報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、10ha以上の規模の農地集団にあるため、1種農地と思われます。

北側、東側に農地がありますが、申請理由が貸資材置場であるため、日照、通風等営農上の支障はないものと考えます。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、検討事項について説明します。農地区分につきましては、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、1種農地と判断します。

本来、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。

営農上の支障については、北側、東側に農地がありますが貸資材置場ですので、日照、通風等営農上の支障はないものと判断します。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員及び事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問はございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第16号 農業基盤経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請について

議 長 続きまして議案第16号農業基盤経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が7件あっております。

このうち、〇〇委員の案件がございますので、こちらから先に審議いたします。それでは〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第16号農業基盤経営強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画書についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請

するものです。利用権設定の計画が7件、内再設定が1件、合計面積が18,695㎡です。それでは、議案書の一覧表をご覧ください。2ページ目になります。賃借権の設定で、一番下が〇〇〇〇委員の案件でございます。存続期間が10年でございます。現経営面積が162,819㎡。田が7,710㎡でございます。よろしくご審議をお願いいたします。各筆明細は9ページになります。〇〇〇〇委員と〇〇〇〇さんの利用権設定となっております。4筆の7,710㎡です。借賃は10a当りの90Kgとなっております。

以上でございます。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員の案件が承認されましたので、報告いたします。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは2ページの一覧表をご覧ください。賃借権の設定でございます。〇〇〇〇さん。現経営面積が76,104㎡。新規で田の、1,469㎡となっております。合計の77,573㎡でございます。〇〇〇〇〇〇〇で2件です。田の770㎡。新規です。それと同じく10年で、〇〇〇〇〇〇〇の3件で、現経営面積が3,407,461㎡。新規で利用権設定される田が、8,746㎡です。合計が3,416,207㎡となっております。

次のページをご覧ください。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定です。1筆で1,469㎡です。10a当り10,000円の賃借権設定となっております。

次のページが、利用権の設定で、〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇さんです。

おります。8月の農業委員会のときに、一口1000円の保険に加入していただくという話しをしていたのですが、その分を差し引いていなかったのので、この後、1000円を集めさせていただきます。よろしく願いいたします。それからですね、先進地研修についてですが、例年10月に行われていますが、今年もよろしいでしょうか。地震があつて大変なところですが、よろしく願いいたします。

委 員 10月の農業委員会の予定はいつ頃になっていますか。

事 務 局 10月はですね、10月11日火曜日の9時半から予定しています。

委 員 今日来るときに、農業委員さんたちと話していたのですが、去年が10日から稲刈りが始まっているのですよ。だから、よければ、稲刈りする前にしてもらえないだろうか、話していたのですが。

事 務 局 今日ですね、囑託員会議で落水期日が決定しますが、出水時期が8月21、22日くらいですので、刈り取り時期が9月30日くらいになります。それとですね、JAさんのカントリーさんの再建の話も、皆さんお聞きになっているかと思いますが、井寺地区、下六嘉地区、北甘木地区は早めに作付けをされていますので、カントリーも御船のカントリーに持っていかなければいけない。これは、まだ正式なことではないのですが、だいたい2日くらいに刈り取りを開始するならと、今のところは案で出ているところです。

昨年は10月25日に開催しておりますので。では、そのくらいに計画を。

委 員 おそらく、稲刈りが今年は長くかかると思います。

事 務 局 御船のカントリーが2、3、4日までは受け入れが出来ると思われます。それに間に合わなかった分は、大島のカントリーにという、これは事前情報で、お聞きしていますので。

委 員 なら、11月にしましょう。

事 務 局 11月でいいですか。11月の農業委員会が終わった後に、その

まま研修でよろしいでしょうか。

10月の農業委員会は、10月11日の火曜日9時からでよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

事務局 場所ですが、去年は、阿蘇だったのですが、今年は菊池方面か、天草方面か、人吉方面か、こちらがいいとかいうのはありますか。

委員 11月の10、11日ね。

事務局 はい。

議長 研修先は、事務局に一任しますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それから、10月の農業委員会の後にですね、農業公社の職員が来られて、農地中間管理事業の説明をされるということですが。

委員 新しい法的に変わるということなら、聞くけど。

事務局 分かりました。では、農業公社には10月は難しいと伝えておきます。

それから、農家相談の手引きというのをお配りしております。こちらは、毎年お配りしておりますが、けっこう分かりやすく載っていますので、農家さんに相談されたりとかした場合には、ご活用いただけるといいかなと思います。

それと、事前にお伝えしていましたが、この会が終わった後に農地パトロールを行いたいと思います。東と西にわかれて行きます。東がハイエースに乗っていきます。西がボクシーに乗っていきます。

すみません。では、10分後に、職員通用口、裏口に集合をお願いします。どこを見て回るか、ここを是非見ておきたいというところがありましたら、農業委員さんのほうでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成28年9月14日

会 長 下 田 司

委 員 林 田 篤

委 員 吉 田 二 郎